

令和 7 年 防火管理講習案内

大野市消防本部・勝山市消防本部

〔 甲種防火管理 再講習 〕

消防法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づく甲種防火管理 再講習を下記のとおり実施します。

記

1 受講対象者

全体の収容人員が 300 人以上となる特定防火対象物の防火管理者に選任されている方が再講習の受講対象者となります。前回講習（甲種防火管理新規講習又は再講習）を受講した日以降の最初の 4 月 1 日から 5 年以内に再講習を受講しなければなりません。

2 講習日時・会場

日 時	会 場	申し込み期間	定員
令和 7 年 6 月 20 日（金）	勝山市消防本部 （勝山市長山町 2-2-7） 2 階 大会議	5 月 12 日（月） ～ 6 月 6 日（金）	30 名

3 講習科目

講 習 課 程	8 : 30 ～ 9 : 00	受付
	9 : 00 ～ 9 : 10	受講案内等
	9 : 10 ～ 10 : 10	①防火管理に関する消防法令等の改正概要
	10 分休憩	
	10 : 20 ～ 11 : 20	②火災事例等に基づく防火管理対策
	11 : 20 ～ 11 : 40	質疑応答、修了証交付

4 受講料

受講料は無料ですが、テキスト代は受講者負担とします。テキスト代は、受講者が振込み用紙（奥越会場専用）で振り込みして下さい。

5 受講申し込み方法

- （１）受講希望の方は、受講する消防本部の受講申込書により申し込み手続きを行ってください。（メール、FAX 可）※受講に関しては、申込期間を一覧表でご確認ください。

(2) 奥越会場の申し込みに必要な書類

ア 受講申込書 1通 (下記ホームページからもダウンロードできます。)

大野市のホームページ <http://www.city.ono.fukui.jp>

大野市>くらし・手続き>消防・救急>講習・試験>防火管理講習

勝山市のホームページ <http://www.city.katsuyama.fukui.jp>

WEBかつやま>くらしの情報>消防>防火管理講習

イ 甲種防火管理講習を修了したことを証する書類の写し

ウ 振替払込請求書兼受領証の受付したもの

※コピー可

※テキスト代の払込取扱票は、各消防本部に取りに行くこと。

エ 上記、受講申込書及び振替払込請求書兼受領証の確認を以て、受付完了とします。

(3) 申し込み期間

5月12日(月)～6月6日(金)の平日8時30分から17時15分までです。

(ただし、定員に達した場合は期限内でも締め切る場合があります。)

(4) その他

奥越会場以外の開催地で受講を希望する場合は、管轄する消防本部に直接、お問い合わせ下さい。

6 使用テキスト

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 図説 防火管理〔再講習〕 (東京法令出版)・ イラストで見る消防用設備等の自主点検ポイント (東京法令出版) <p>【 テキスト代 2,200円(2冊分) 】</p> |
|--|

講習会では上記のテキストを使用します。テキストは最新のものを使用しますので、受講者は必ず購入してください。(旧テキストやネット購入のテキストは使用不可)
テキストは当日、受付で配布します。

7 修了証の交付

所定科目を受講された方のみ、修了証が交付されます。したがって欠講科目(1科目5分以上の遅刻又は講習の途中で退席したとき等)のある方には資格は付与されませんので注意して下さい。

8 その他

- (1) 当日の受講について、発熱、風邪症状、咳等がある方は受講をお断りします。
- (2) 申し込み後に講習を受けることができなくなった場合は、申し込みをした消防本部に早めに連絡して下さい。
- (3) 駐車場は、指定の場所に駐車をお願いいたします。(別紙、図面参照)
- (4) 講習当日は、運転免許証等受講者本人であることを証明できるもの及び筆記用具を必ず持参下さい。

(5) 当講習会についてお尋ねになりたい場合は、管轄の消防本部までお問い合わせ下さい。

— 問 い 合 わ せ 先 —		
大野市消防本部 予防課 予防調査グループ	(0779) 64-4899 (直通)	912-0084
	(0779) 65-7939 (FAX)	大野市天神町 7-14
	メール	s-yobou@city.fukui-ono.lg.jp
勝山市消防本部 予防課 指導係	(0779) 88-0400 内線 41, 42	911-0031 勝山市長山町 2 丁目 2-7
	メール	katsusyo-yobou@city.katsuyama.lg.jp

(6) 会場案内



※ 駐車場は、勝山市消防本部裏となります。